



2024.10.10



一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.1235

.....【お知らせメニュー】.....

- 社会保障審議会介護保険部会（第114回 R6.9.19）
—厚労省、介護事業所のマイナカードリーダー導入に財政支援
来年度にも開始
- 最近の協会の活動報告（ホームページへ資料等を掲載）
- 最近の介護保険最新情報等



【1】社会保障審議会介護保険部会（第114回 R6.9.19）

—厚労省、介護事業所のマイナカードリーダー導入に財政支援
来年度にも開始



【記事作成：介護ニュース Joint】

□介護保険被保険者証のペーパーレス化など介護DXを推進するため、厚生労働省は
マイナンバーカードの読み取り機を導入する事業所・施設を費用面で支援してい
きます。

今後の予算編成過程で財源を確保し、早ければ来年度にも補助金などを支給でき
るようにします。9月19日に開催した審議会（社会保障審議会・介護保険部会）
でこうした意向を明らかにしました。

厚生労働省は介護DXの基底をなす国の重要なインフラとして、新たに「介護情報
基盤」を整備する計画です。事業所・施設、医療機関、自治体、利用者など関係
者が、それぞれ必要な情報をオンラインでいつでも閲覧・確認できる環境を整備
したい考えです。

例えば要介護認定、請求・給付、ケアプラン、LIFEなどの情報が迅速に共有されることを想定しています。紙ベースのアナログなやり取りを一掃し、介護業務の効率化、職員の負担軽減、サービスの質や利便性の向上につなげる狙いがあります。介護保険証のペーパーレス化も、こうした目的を実現する施策の一環として進めていく方針です。

注) 厚生労働省は従来の介護保険証の廃止を前提としておらず、マイナンバーカードと紙媒体を併用していく構えをみせています。

厚生労働省はこの日の審議会で、事業所・施設のマイナンバーカードの読み取り機に加えて、セキュリティ対策ソフトの導入などにかかる費用も支援すると説明しました。その金額や方法など具体的な中身は、これから詰めていくとするに留めています。

事業所・施設への支援は来年度にも実施される見通しです。厚生労働省は新たな「介護情報基盤」の運用をできれば2026年度から始めたい考えですが、現場の実情を考慮して慎重に日程を判断する姿勢も崩していません。全体のスケジュール感が明示されるのは、早くても今年の年末頃となりそうです。

会合では委員から、事業所・施設への補助を十分な内容とするよう求める意見が相次ぎました。また、介護職への技術的なサポートを充実させるよう促す声も多くあがりました。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「特に小規模な居宅介護支援事業所は経営も厳しく、セキュリティ対策ソフトなどの導入が困難な場合もある。既存のケアプランデータ連携システムも、導入にコストがかかることが十分に活用されない原因の1つ」と指摘。「最初のスタートの段階で介護情報基盤を活用する、しないという差ができると、その先のシステム構築にも支障をきたすことになる。できるだけ全国で一体的にスタートできるよう、導入費などの十分な支援の検討をお願いしたい」と要請しました。

また、利用者の情報を事業所間で共有する際などに不可欠な本人同意のあり方にも言及。「加齢や認知症などで自己決定が困難になる場合がある。同意をどの段階で得るのか、同意が得られない場合はどう運用していくのか、対応方法をあわせて検討する必要がある」と促しました。

◆医療側の基盤との整合性を

新たな「介護情報基盤」をめぐっては、厚生労働省が9月12日に開催した「健康・医療・介護情報利活用検討会」でも適切な整備・普及に向けた議論が行われました。小林副会長はこの検討会にも出席し、医療側の新たな情報基盤「全国医療情報プラットフォーム」と「介護情報基盤」との連携について意見を述べました。

小林副会長はこの中で、「両基盤の仕組みの整合性をとっていかないと、整備後の連携が難しくなりかねない。それを意識しながら進めて頂きたい。両基盤の適切な連携によって、例えば介護予防や公衆衛生など、様々な分野の研究が進展することも期待したい」と呼びかけました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41883.html

◆-----◆ 【2】最近の協会の活動報告（ホームページへ資料等を掲載） ◆-----◆

□会員専用 My ページに以下、会議資料を掲載いたしました。議事要旨等も順次、公開しています。いずれも閲覧にはログインが必要です。

□倫理委員会・広報委員会（R6.10.7）

<https://www.jcma.or.jp/?p=776868>

◆-----◆ 【3】最近の介護保険最新情報等 ◆-----◆

□介護保険最新情報 Vol.1318

「老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

<https://www.jcma.or.jp/?p=776940>

□介護保険最新情報 Vol.1319

「介護サービス事業者経営情報の報告における会計ソフトウェアベンダ等向けQ&A」の発出について

<https://www.jcma.or.jp/?p=776941>

□介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための事例・要望に係る専用受付フォームについて

<https://www.jcma.or.jp/?p=776948>

□令和6年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

<https://www.jcma.or.jp/?p=776947>

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

□講師指導者養成研修

～法定研修等実施の際の伝わる資料作成と話し方のコツ～

<https://www.jcma.or.jp/?p=776429>

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
 - ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。

- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
